

# 八幡平ヒルクライム2018

## 競技規則

本大会は「八幡平ヒルクライム2018 競技規則」を適用し、開催する。

1. 競技者は、「八幡平ヒルクライム 競技規則」を守ること。違反した場合は、失格とする。
2. 本大会誓約書に同意をし、レギュレーションの遵守を誓約する。
3. 競技者はコース上にある危険表示・コースにマークに注意し、最大限の安全に努める義務を有する。
4. 競技者は健康管理に留意し、主催者の設ける規則、競技役員の指示に従わなければならない。
5. 競技者は試走を含め、大会を通じ、自転車走行時は常に硬質ヘルメットを着用しなければならない。
6. 競技者は、ブレーキが完全に作動するなど、レースを安全に行うための整備ができていない自転車を使用する。競技前には車検を必ず済ませ（自主車検可）、受付時に車検報告書を提出のこと。整備不良の自転車では出場できない。
7. 競技者は、主催者が用意したゼッケンを指定の場所につけて競技しなければならない。
8. 競技者は、スタート前の集合時間に遅れてはならない。遅れた場合は失格とする。
9. 選手の代理走行は認めない。
10. 足切り箇所は御在所前（スタート地点から8km）とする。9:15までに通過できなかったものは失格とする。
11. 競技者は、他の選手への妨害、斜交、その他の危険走行をしてはならない。
12. 左側走行を原則とし、追い越し、追い抜きをする場合は、右側から行うこと。また必要に応じ声掛けなど注意を促し、追い抜いた自転車の全歩に入る際は、安全を十分確認する。
13. 競技中コース内へ一般車両は進入しない。ただし、緊急時に車両が通行することがある。その際は、競技役員の指示にしたがい、緊急車両の通行を優先する。これによって失った時間は、公式タイムからは削除されない。
14. ゴール及び着順については、自動計測装置による測定（ショートコースを除く）を採用する。着順の判定は、競技役員が行う。
15. 競技者の規則違反等への罰則は競技運営部会がその処置を決定する。



16. 次の場合は失格とする。危険行為、迷惑行為など、規則違反を犯した場合。アンスポーツマンライクな行動、および競技役員の指示・注意に従わなかった場合。この裁定には抗議を受け付けない。
17. 競技者は、大会中に競技の中止を命じられた場合、直ちに走行を中止しなければならない。
18. 競技者は競技中に起こした事故についてすべての責任を負わなければならない。
19. 競技者が制限時間を超えて競技を続けることは認めない。競技役員が競技続行不可能と判断した競技者の競技を中止させることがある。
20. 下山時にはコース内は交通規制がかかっているが、常に安全に緊急停止できるようスピードコントロール、車間を十分にとる。
21. 下山時は、競技役員の指示に従い、先導車を追い抜いてはならない。
22. コースの試走を行う場合は、他の交通車両の妨げとならないように交通ルールを遵守の上、日没までに行うこと。伴走車は不可とする。
23. 競技者は自転車保険、またはそれと同等の保険に加入していなければならない。

